

1月から

マイナンバー制度 の運用が始まります

●マイナンバーを利用する事務一覧

社会 保 障	年金	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ● 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務など ※国民年金、厚生年金など日本年金機構が取り扱う事務は当分の間除く。
	労働	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務などに利用 ● 雇用保険法による失業給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務など
	福祉・医療その他	医療保険等の保険料徴収などの医療保険者における手続、福祉分野の給付、低所得者対策の事務などに利用 ● 生活保護、児童手当、身体障害者手帳、介護保険などに関する市役所での手続き ● 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給など
税	税務当局に提出する申告書、届出書、調書など ● 市民税・県民税申告書、各税の減免申請書など	
災害対策	● 被災者台帳の作成などの手続きなど	

※一部の事務で利用開始時期が異なる場合があります。

1月から社会保障・税・災害対策分野の事務の一部でマイナンバー（個人番号）の利用を開始します。
これに伴い、申請手続きなどの際にマイナンバーの提示と身元確認が必要になりますので、その内容についてお知らせします。

**マイナンバー（個人番号）
を利用する事務手続き**

マイナンバーは法律などで定められた社会保障・税・災害対策の分野の事務に利用します。

また、これに関連して雇用先、口座を開設している証券会社、契約している生命保険会社などから、社会保障や税の手続（行政機関へ提出する書類作成）のためにマイナンバーを聞かれる場合があります。

本人確認の方法

上記の各種手続きには、ご本人のマイナンバーの提示が必要です。また、成りすましなどを防止するため、身分証明書の提示をお願いします。

各種手続きでは本人確認が必要です



身元（実在）の確認

マイナンバーの確認

個人番号カード1枚
で本人確認は完了!



個人番号カード
(一枚でOK)



通知カードでマイナンバーを確認し、ほかの証明書で身元確認を行います。

運転免許証
or
パスポート

+

通知カード
or
住民票(番号付き)

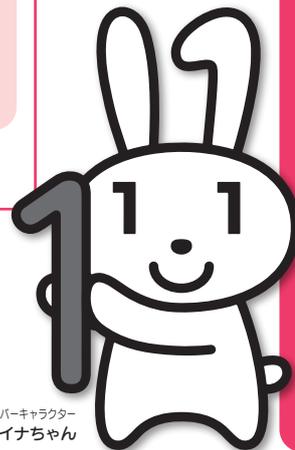
※上記の書類の提示が困難な場合は、各種申請窓口へお問い合わせください。

通知カードとは?

個人番号を知らせるために住民票を有する人に郵送されるカード。通知カードが届いていない人は、市民課個人番号カード・交付窓口へお問い合わせください。

個人番号カードとは?

希望により申請できるカード。顔写真付きで身分証明書として利用できます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1月から

マイナンバー制度の運用が始まります

おもて面



うら面



個人番号カードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。プラスチック製のICチップ付きで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示されます。交付は無料です。

個人番号カードイメージ

いよいよ、公的な身分証明書として利用できる個人番号カードの交付が始まります。
申請した人は、下記をご確認ください。まだ申請していない人も、申請は任意となりますが、ぜひご検討ください。

個人番号カードの交付が始まります

交付通知書が市役所から届きますので、交付通知書および本人確認書類、通知カード、住基カード（お持ちの人のみ）をお持ちになり、ご本人が受け取りにお越しください。15歳未満の人、または成年後見人の人は、法定代理人と一緒に窓口へお越しください。

郵送やスマートフォン・パソコンでカードの申請を済ませた人

個人番号カードは本人限定受取郵便でご本人宛にお送りします。受け取りの際は、本人確認書類（運転免許証など）を配達員に提示していただく必要があります。

市役所などでカードの申請を行い、本人確認も済ませた人

「通知カード」に同封されている「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、申請してください。申請書の住所・氏名に変更がある人や紛失した人は、市民課窓口で申請書をお受け取りください。

これからカードの申請を考えている人

知得!

10月からは、個人番号カードを使ってコンビニでも住民票などの証明書を取得できるよう準備を進めています。



個人番号カードは、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスにもご利用いただけます。
今後、新たな電子証明書を発行する場合には、個人番号カードが必要です。個人番号カードには電子証明書が標準搭載され、無料でご利用いただけます。

e-Taxを
ご利用の皆さんへ

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください

マイナンバーは、法律で定められた目的以外で他人に提供したりすることはできません。

市が、マイナンバー制度について口座番号や暗証番号などを聞いたり、お金やキャッシュカードを請求したりすることは一切ありません。そのような電話や手紙、訪問には応じないでください。

ご不明な点はお問い合わせください

- ◆通知カード、個人番号カードについて
市民課個人番号カード・交付窓口 ☎☎4111（内線182）
- ◆マイナンバー制度について
企画調整課 ☎☎4111（内線215）
- ◆マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120☎0178（無料） 9:30～22:00
●土・日曜日、祝日 9:30～17:30
●年末年始12/29～1/3を除く